

広報 まき

1981

2/25

第358号

発行／新潟県巻町 編集／企画課

昭和53年11月2日第3種郵便物認可
毎月2回 10日・25日発行 1部20円

旧正月を祝う

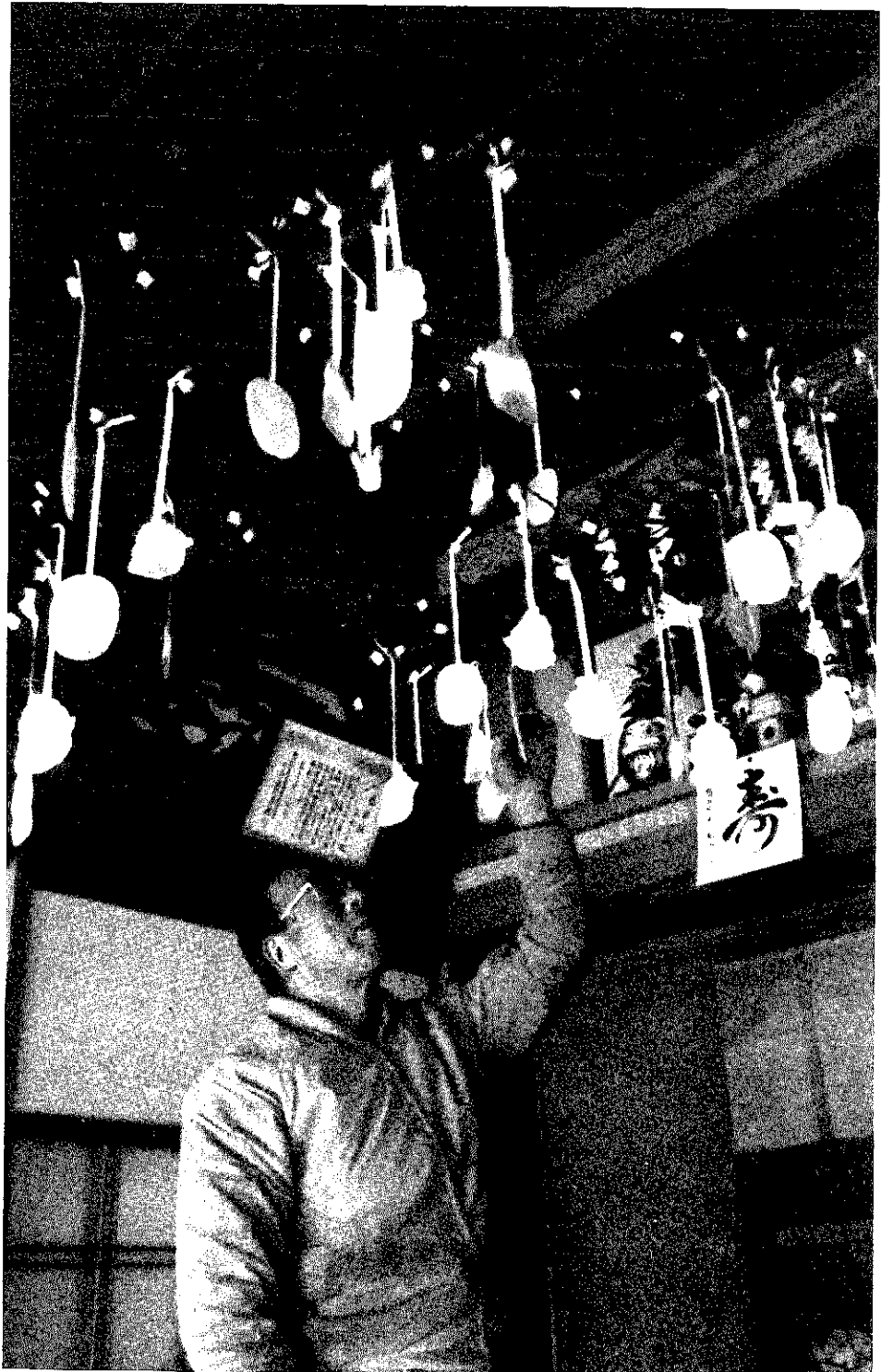
「まゆだま」

四ツ郷屋

二月十五日は旧正月。四ツ郷屋では旧正月を祝う家庭がまだ多く、大みそかの十四日に「まゆだま」を家の内に飾ります。

「まゆだま」の本来の意味は年占・折年（としごい）に神を迎える標とするもので、木の枝に餅や菓子種（だね）で造った小判、鯛米俵など縁起物の飾りを吊します。

平原平蔵さん宅でも十四日は、餅をついて「まゆだま」を飾りました。昔は四ツ郷屋でもこの時期「おた福かぜ」が流行し、「まゆだま」を頬にあてるとなるといふことから、無病息災の願いも込められています。



人口 28,855 (+7)

男 14,146 (±0)

女 14,709 (+7)

世帯数 6,947 (+3)

1月31日現在

()内は前月比



現在の教育委員会事務局

湯東村

教育委員会

に終止符!!

4月 独自の教育委員会で発足

国県の指導による広域行政推進の一環として、昭和四十四年四月一日から共同設置となった巻町・湯東村教育委員会は、初期の目的が十分達成されたということから、十二月定例町議会で、昭和五十六年三月三十一日をもって共同設置を廃止することがまりました。

巻町・湯東村教育委員会は現在県内ただ一つの広域教育委員会として、十二年間両町村歩調を合わせてそれなりの成果をあげてきました。現実の行政にはそぐわなくなってきたため、今年度限りで発展的解消をし、四月から両町村とも独自の教育委員会で発足することになりました。

広域教委は当時文部省が音頭をとって、事務の簡素化や経費の節約、先生や生徒間の交流などを目的に共同設置が奨励され、設置当初は運営費の補助金も出るなどの優遇措置もありました。

は、漆山中学校が広域教委発足のきっかけになりました。漆山中には、漆山地区のほかに湯東村の一部も校区内にあったことから、国県からの広域行政に伴う広域教委設置の指導があった際、両町村とも比較的スムーズに協力し合って設置されたというものです。

広域教委として発足した巻町・湯東村教委は、従来五人ずつの教育委員も巻町三人、湯東村二人と半数ですむことや、職員数も湯東村から三人出向し人的余裕が出てきて事務分担でより専門的な仕事ができることなど経費面や事務処理面でメリットがあったほかに、

広域教委で管内の小中学校数が増えたため文部省の補助金も多くなり学校教材・備品が整備されるとともに、教員人事面でも広い視野で異動ができました。

また、巻町・湯東村の学校が共同で行事や事業も行うことができました。たとえば、体育祭や音楽祭などで、児童生徒間の交流、教員間の研修などに大いに役立ちました。さらに、社会教育面でも幅広い活動ができました。

しかし、時代の流れとともに住民のニーズや行政の複雑多岐化などもあって、広域教委のあり方も検討すべき時期にきていたことは事実で、昭和四十八年に湯東村議会で、村・中学校の方針が出て、漆山中に通っていた生徒を湯東中に引き上げるといったことなどもあって、広域教委の見直しが出ていきました。ともかく、この四月からは両町村とも独自の教育委員会を発足させ、広域教委の古い面は互いに取り入れながら、発展させて行くことにしています。

なお、当町の場合、新しい教育委員会は役場内に設置を予定しています。

55年分 農業所得標準決まる

巻町農業所得審議委員会が二月十二日役場で開かれ、三月二日から行われる納税相談に必要な昭和五十五年分の農業所得標準を決めました。ここで主な内容をお知らせします。

- ◇ 水稲の所得標準 (十町当り)
 - 角田地区：八万六千三百円
 - 他地区：十万七千九百円
- ◇ 普通畑の所得標準 (十町当り)
 - 特殊地帯：二万一千四百円 (角田・松野尾地区・布目)
 - 一級地：三万七千四百円 (葉巻場・中郷屋・安尻)
 - 二級地：二万五千九百円 (特殊、一級以外の地区)
 - 三級地：一万八千七百円 (五ヶ浜)
- ◇ 標準外経費 (大農具・農用自動車)
 - 固定経費：減価償却の定額法による控除のほか次の控除もあります。(一、台当り)
 - 耕うん機：四千五百円
 - トラクター：一万八千円
 - 動力田植機(育苗施設有)：二万二千円
 - 動力田植機(育苗施設無)：七千五百円
 - クローラー：一萬五千円
 - バインダー：一萬八千円
 - コンバイン：一萬一千円
 - 大型乾燥機：八千円
 - ハーベスター：三千円
 - ②比例経費(十町当り)
 - 普通トラクター：三千四百円
 - 軽トラック：二千三百円

なお、五十五年年中に購入や買替えをされた方で「完済証明書」を未提出の場合、申告当日に必ずご持参ください。また、農用自動車をお持ちの方は、車検証・任意保険の証書も提出してください。

※納税相談の期間中は、なるべく各地区ごとに決められた会場へ来られるようにしてください。納税相談日程は広報の前方をご覧ください。



卒業式まであと二週間余り。峰岡中学校では、ことしも吹井校長が卒業生全員に「色紙」を贈ることとしており、校長先生は職務の間をぬって色紙書きに励んでいます。

同校は開手橋近くにある生徒数百五十九人の小規模校。五十八年四月には統合中学校が開校することにしたもので、以後恒例とな

ことから、同校で行う卒業式もことしを含めてあと三回です。

吹井校長が赴任してきたのは三年前。「卒業生の思い出と多少のいましめとして役に立てば」と考えた結果、色紙に漢文の格言を書き、卒業書を受けとる卒業生一人一人のカラー写真を貼って贈ることにしたもので、以後恒例とな

ことしも五十二人の卒業生に贈るため、二月中旬から色紙書きを始めました。色紙の格言は「静而動、直而温」――「静かな中にも心は燃えたつものを、堅い中にも温かみのある人間に育って欲しい」という願いを込め、吹井校長は、一枚一枚丹念に筆をここんでいます。

「わたしの道楽ですワ」と謙遜する校長先生。色紙の格言はその年の卒業式で述べる式辞から言葉を選んで書いているとのこと。

また、卒業証書を受けとる生徒の晴れ姿は「失敗のないよう二人の先生に頼んで写真を撮ってもらう」ことになっているそうです。

ちなみにことしの卒業式は三月十三日。色紙は写真のとき上がりを持って、後日生徒に贈られるという予定です。

築立つ52人へ『贈ることば』

峰岡中

吹井校長が色紙贈呈

色紙は卒業生や父兄に大へん喜ばれており、卒業後も額に入れて大事に保存されています。

越前浜・浦浜が巻局の市内電話になります!

巻電報電話局

これまで市外局番でご不便をおかけしていましたが、3月11日(水)午前11時から巻局と同一の市内電話になります。新しい局番は次のとおりです。

越前浜は、7局の××××番で、浦浜は、8局の××××番でかけてください。

巻、漆山はいままでどおりです。なお、切替工事のため、当日前午10時30分頃から電話がかかりにくくなりますので、午前11時10分までに利用されるようお願いいたします。くわしくは、巻電報電話局営業課(2-2906)へご連絡ください。

知っておきたい

土地取引の正しい知識

国土利用計画法について

画期的な土地対策立法として注目されていた国土利用計画法が去る昭和四十九年六月二十五日に公布され、はや七年になろうとしております。この法律は、国土利用基本計画の作成や土地取引規制、遊休土地に関する措置を講ずることによって総合的に計画的な国土の利用を図ることを目的としており、土地利用規制を通じて乱開発を未然に防ぐとともに、特に土地の投機的取引と地価の高騰を抑制すること、地価の安定を図るものです。

国土利用計画法で定められている土地取引の規制は、取引の場所場合によって異なり、大きく許可制、届出制、事前確認制の三つがあります。当町の場合は届出制と事前確認制が該当します。

土地取引の規制

◆届出制—土地の売買等の契約をする前に届出を

一定面積以上の土地の売買などをするとときは、譲渡人、譲受人とも届出が必要です。届出を受けた知事は、土地取引の内容(土地の利用目的と取引予定価格)を審査し、土地の価格が周りの土地価格より、高すぎたり、定められた土地利用と比較して望ましくないときは、知事から取引中止等の注意(勧告)を受けることがあります。

- ◆届出が必要な一定面積
 - ◎都市計画区域：五千平方メートル以上
 - ◎都市計画区域以外：一万平方メートル以上

※なお、筆の土地が一定面積以下であっても数筆合せたり、近い将来買い増しをし、一団の土地として開発する計画がある場合は届出が必要となります。たとえば、開発業者が多数の零細な土地所有者から用地を買収する場合のように、一つの取引は、一定面積以下であってもまとめると一定面積以上となる場合譲渡人、譲受人とも届出が必要となります。

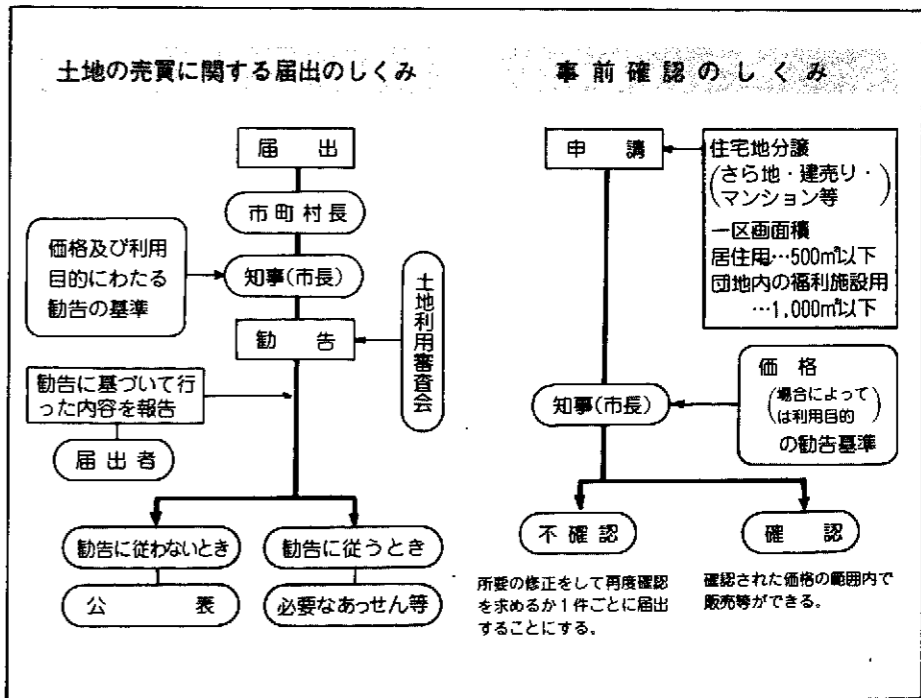
◆届出が必要な地目
宅地、田、畑、山林、原野、雑種地などあらゆる地目が対象(ただし、農地法第三条の許可申請を要する場合は除く)

◆事前確認制
一団の土地として、届出の面積以上の住宅(建売りマンション等を含む)の分譲をする場合には、分譲業者はあらかじめ県知事に価格の確認を受け、この確認された範囲内で土地取引を行う制度です。この場合個々の取引についての届出は除外されます。

◆遊んでいる土地を有効に利用

この法律には使われないで遊んでいる土地(遊休土地といえます)について正しく役立つように利用するための定めがあります。遊休土地とは、土地取引の許可または届出をして契約した土地でそのときから三年以上たっても使われないうで遊んでいる土地で次の(1)~(4)の条件にあてはまると知事は遊休土地と認定して、その所有者、地主権者等に通知することがあります。

- (1)一定面積以上の一団の土地
 - (2)許可届出後契約し権利を取得した後、三年以上たっている土地
 - (3)利用されていない土地
 - (4)有効かつ適切な利用を確保すべき土地
- 違反した人には罰則
届出をしないで土地売買等の契約をしたり、偽りの届出をした人は、六カ月以下の徴役又は三十万円以下の罰金が課せられます。また届出をしてから六週間以内に契約した人は、二十万円以下の罰金が課せられます。
- 届出・お問い合わせは役場企画課
(☎3131)へ。



昭和55年度 新潟県地価調査基準地 (昭和55年7月1日現在)

番号	所在及び地番	1平方メートル当たりの価格(円)
1	巻町大字漆山字本途2788番	11,000
2	巻町大字赤さび字砂山351番30	28,400
3	巻町大字巻字飛落甲2425番10	52,500
4	巻町大字割前表1675番2	22,600
5-1	巻町大字巻字本町通二番町 甲2927番4外5筆	88,000

地 価 調 査

◆土地取引の目安
一般に土地価格は経済的、社会的、行政的要因の変化に応じ変動しますが一般の人々にとっては他の商品と違って、土地の価格がいくらかということ判断することは非常に困難です。そのため、いったん正常な価格より高い価格で宅地の取引が行われると、その取引がただちに周辺の土地の価格に影響して、近隣の地価水準が引き上げられてしまうようなことも多いのです。このようなことを防ぐために、標準的な土地を選定し、正常な価格を公表する県の地価調査制度があり、一般的な土地取引の目安となります。

《地価調査地点》



二十歳になったら 国民年金に入りましょう

国民 ねんきんコーナー



二十歳になると、その日から一人前の大人として多くの権利が与えられ、義務が課せられますが、国民年金に加入することもそのひとつです。

二十歳になると、その日から一人前の大人として多くの権利が与えられ、義務が課せられますが、国民年金に加入することもそのひとつです。

国民年金に加入しますと、老後の所得保障としての老齢年金ばかりでなく、障害年金や母子年金など、まさかのときの保障も行われます。

(任意加入者)



○厚生年金や共済組合などの被用者年金制度の加入者の配偶者 ○年金や恩給を受けることができる人とその配偶者 ○市町村議員とその配偶者 ○昼間部の大学生

(強制加入者)



○農林漁業、商工業、医師、建築業、弁護士などの自営業や自由業の人で厚生年金や共済組合などの被用者年金制度に加入していない人

国民年金に加入する人
日本国民で国内に住む
二十歳から六十歳未満の人

保険料は税金の 控除対象になります

▼保険料はいくらか

加入者は、将来、年金を受けるために定められた期間、保険料を納めなければなりません。その保険料には定額保険料と付加保険料とがあります。

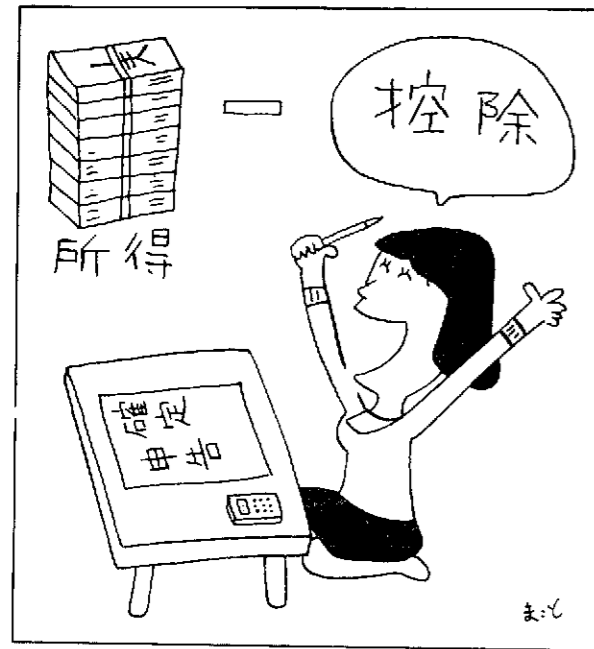
年金を受けた人のために設けられているもので、定額保険料に計算して納めればよい訳です。希望すればだれでも納められます。また、有利な保険料の前納制度もあります。

昭和五十五年一月から十二月までに納めた次の保険料が控除の対象になります。

▼控除される額

- ①定額保険料：五十五年一月から三月までは、一月につき三千三百円、五十五年四月から十二月まで、一月につき三千七百七十円である。年間納めた場合は四万三千八百三十円となります。
- ②付加保険料：五十五年一月から十二月まで、一月につき四百円である。年間納めた場合は四千八百円となります。

県内で老齢年金を受けている方は、約12万人ですが、このうち8割近い人が繰上げ年金を受けておられます。しかし、最近これらの人の中から「長生きしたので減額分がおいしい!!」「年金が一生減額されることは知らなかった」……などの反省の声がでています。老齢年金は、あなたの一生の大事なことです。以上のことを十分ご理解のうえ請求をして下さい。



※定額と付加の保険料を合わせて年間納めた人は、四万八千六百三十円となります。

③五十五年一月から十二月までの間に納めた未納保険料や追納保険料：六月まで実施されていた特別保険料の総額についても控除の対象となります。

※保険料を前納されている方は、細かい計算が必要となりますので住民課国民年金係までお問い合わせください。

★掛けた期間による 年金額早見表

保険料 納付期間	65歳本来の 年金額	繰上げ支給				
		60歳(58%)	61歳(65%)	62歳(72%)	63歳(80%)	64歳(89%)
14年	368,000円					327,500円
15年	380,400				304,300円	338,600
16年	392,800			282,800円	314,200	349,600
17年	405,100		263,300円	291,700	324,100	360,500
18年	417,500	242,200円	271,400	300,600	334,000	371,600
19年	429,800	249,300	279,400	309,500	343,800	382,500
20年	442,200	256,500	287,400	318,400	353,800	393,600

(未納期間のない人の年金額)

こんなに良くなる……国民年金……改正のポイント

国民年金の改正が去る10月29日、国会で成立しました。近年の生活水準の著しい向上とともに、平均寿命の伸びにより人口の老齢化が一段とできています。加入者の老後の所得保障をさらにいっそう充実し、安心して老後の生活ができるようにと大幅な改正がはかられました。その主な内容をお知らせします。

◆年金額の引き上げ ◆拠出年金 (保険料を納めている人) 昭和55年7月から実施

種 類	支 給 要 件	改 正 後																																				
老 齢 年 金	保険料を25年以上納付して65歳になったとき支給されます。ただし、次の生まれの人は、25年の保険料の納付期間がなくても、それぞれ次の最低期間があれば支給されます。 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>生 年 月 日</th> <th>最低 期間</th> <th>生 年 月 日</th> <th>最低 期間</th> </tr> <tr> <td>明44.4.2～大 5.4.1</td> <td>10年</td> <td>大12.4.2～大13.4.1</td> <td>18年</td> </tr> <tr> <td>大 5.4.2～大 6.4.1</td> <td>11</td> <td>大13.4.2～大14.4.1</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>大 6.4.2～大 7.4.1</td> <td>12</td> <td>大14.4.2～大15.4.1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>大 7.4.2～大 8.4.1</td> <td>13</td> <td>大15.4.2～昭 2.4.1</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>大 8.4.2～大 9.4.1</td> <td>14</td> <td>昭 2.4.2～昭 3.4.1</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>大 9.4.2～大10.4.1</td> <td>15</td> <td>昭 3.4.2～昭 4.4.1</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>大10.4.2～大11.4.1</td> <td>16</td> <td>昭 4.4.2～昭 5.4.1</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>大11.4.2～大12.4.1</td> <td>17</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	生 年 月 日	最低 期間	生 年 月 日	最低 期間	明44.4.2～大 5.4.1	10年	大12.4.2～大13.4.1	18年	大 5.4.2～大 6.4.1	11	大13.4.2～大14.4.1	19	大 6.4.2～大 7.4.1	12	大14.4.2～大15.4.1	20	大 7.4.2～大 8.4.1	13	大15.4.2～昭 2.4.1	21	大 8.4.2～大 9.4.1	14	昭 2.4.2～昭 3.4.1	22	大 9.4.2～大10.4.1	15	昭 3.4.2～昭 4.4.1	23	大10.4.2～大11.4.1	16	昭 4.4.2～昭 5.4.1	24	大11.4.2～大12.4.1	17			25年納付 504,000円 (月額 42,000円) 24 " 491,600 (" 40,966) 23 " 479,300 (" 39,941) 22 " 466,900 (" 38,908) 21 " 454,600 (" 37,883) 20 " 442,200 (" 36,850) 19 " 429,800 (" 35,816) 18 " 417,500 (" 34,791) 17 " 405,100 (" 33,758) 16 " 392,800 (" 32,733) 15 " 380,400 (" 31,700) 14 " 368,000 (" 30,666) 13 " 355,700 (" 29,641) 12 " 343,300 (" 28,608) 11 " 331,000 (" 27,583) 10 " 318,600 (" 26,550) 5年年金 259,200 (" 21,600) 8月から 271,200 (" 22,600)
		生 年 月 日	最低 期間	生 年 月 日	最低 期間																																	
明44.4.2～大 5.4.1	10年	大12.4.2～大13.4.1	18年																																			
大 5.4.2～大 6.4.1	11	大13.4.2～大14.4.1	19																																			
大 6.4.2～大 7.4.1	12	大14.4.2～大15.4.1	20																																			
大 7.4.2～大 8.4.1	13	大15.4.2～昭 2.4.1	21																																			
大 8.4.2～大 9.4.1	14	昭 2.4.2～昭 3.4.1	22																																			
大 9.4.2～大10.4.1	15	昭 3.4.2～昭 4.4.1	23																																			
大10.4.2～大11.4.1	16	昭 4.4.2～昭 5.4.1	24																																			
大11.4.2～大12.4.1	17																																					
通算老齢年金	国民年金とその他の公的年金の加入期間を合わせて25年以上ある人は、それぞれの制度からその加入期間に応じた年金が支給されます。	1,680円×保険料納付月数=年金額 ※高齢任意加入者 2,520円 (保険料納付済1ヵ月当たり単価)																																				
障 害 年 金	病気や、けがにより障害者となったときに、引き続き保険料を最低1年以上完納しているときに支給されます。	1級 627,000円 (月額 52,250円) 2級 501,600円 (月額 41,800円)																																				
母 子 年 金	生計中心者の夫が死亡して母子世帯(子18歳未満)になったとき、妻が引き続き保険料を最低1年以上完納しているときに支給されます。	501,600円 (月額 41,800円) ※子2人目 60,000円 (月額5,000円)																																				
準母子年金	生計中心の祖父や父が死亡して準母子世帯(孫、弟妹18歳未満)になったときに、祖母又は姉が引き続き保険料を最低1年以上完納しているときに支給されます。	※子3人目から24,000円 (月額2,000円) ※母子加算 8月から180,000円 (月額15,000円)																																				
遺 児 年 金	両親が死亡して、遺児になったときに、その父又は母が引き続き保険料を最低1年以上完納しているときに支給されます。	夫等の死亡により他の公的年金制度(から遺族年金を受けることのできる)者																																				
寡 婦 年 金	65歳未満の夫が、老齢年金の資金がありながら、年金を受けずに死亡したとき、その夫と10年以上つれそった妻に、60歳から65歳までの間支給されます。	1,680円×保険料納付月数 2 ※婚姻関係において、事実婚姻関係も認められる。																																				
死 亡 一 時 金	保険料を3年以上納付した人が、年金を受けずに死亡したとき、その人の遺族に支給されます。	23,000円 ※付加保険料納付者は、8,500円加算																																				

◆福祉年金 昭和55年8月から実施

種 類	支 給 要 件	改 正 後
老齢福祉年金	明治44.4.1以前に生まれた人、又は明治44.4.2から大正5.4.1までに生まれた人で、一定の保険料を納付した人が、70歳に達したときに支給されます。	270,000円 (月額 22,500円)
障害福祉年金	20歳以前から障害者又は明治44.4.1以前に生まれた人が、70歳までの間に障害者になったときに支給されます。	1級 405,600円 (月額 33,800円) 2級 270,000円 (月額 22,500円)
母子、準母子福祉年金	明治44.4.1以前に生まれた人で、夫が死亡し、母子世帯(子18歳未満)になったときに支給されます。	351,600円 (月額 29,300円) ※子2人目 60,000円 (月額5,000円) ※子3人目から24,000円 (月額2,000円)

◆野ねずみの駆除……2月25日～3月5日/福木岡農協管内耕地

ご存知ですか?
現況届の提出期限の変更

出生月の末日に提出

国民年金の老齢年金・通算老齢年金を受けているみなさん!!
現況届の提出期限が、昨年の四月から変わったことをご存知でしょうか。これまで現況届は、みなさんの生まれ月に関係なく、どなたも毎年二月十五日までに提出してらっていましたが、いまは、みなさんの「生まれ月の末日」までに提出することになっています。たとえば、三月生まれの人は、現況届を三月三十一日までに社会保険庁へ提出するわけです。



社会保険庁では、みなさんが提出した現況届をもとにして、今後一年間の年金支払いを決定しますので、年金を受けている人にとって現況届は大切な手続きといえます。この手続きを怠りますと、社会保険庁ではみなさんの生存などが確認できず、年金を引き続き支払ってよいかどうかの判断ができなくなります。そのため、現況届を提出されるまでの間、年金の支払いを差し止められます。

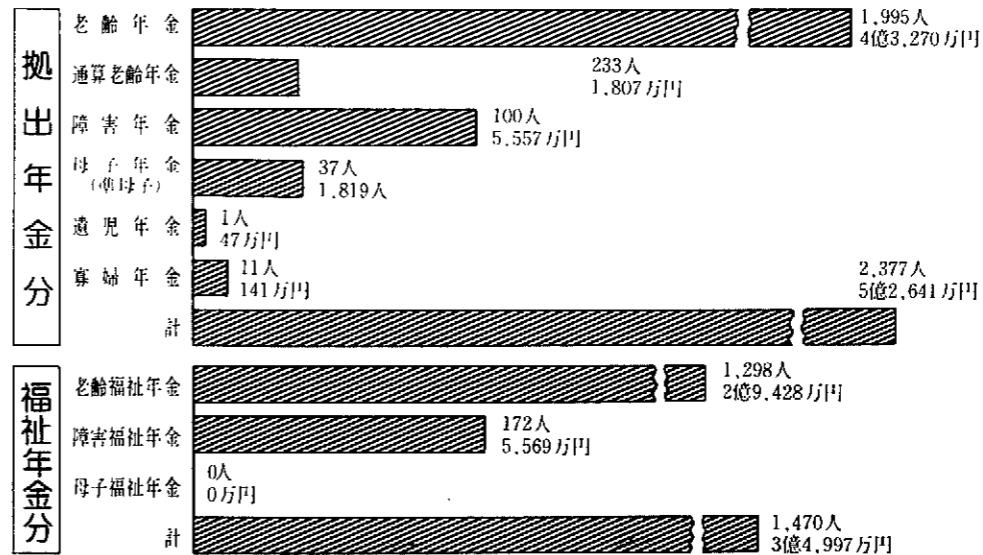
年金のご相談は住民課へ

年金納付のことや、免除などについて、また、保険料など「年金」についてのご相談は住民課国民年金係で行っていますので、いつでもお気軽においでください。とくに、過去に未納があって、将来の年金受給権に結びつくかどうか心配の方は、国民年金係で納付記録をお確かめください。また、転入・転出・転居届けをされる際は年金手帳をお持ちのうえ、手続きをしてください。

なお、現況届の用紙(ハガキ)は、提出期限の約一カ月前に社会保険庁からみなさんのところへ郵送されます。
★保険料納入は
口座振替で

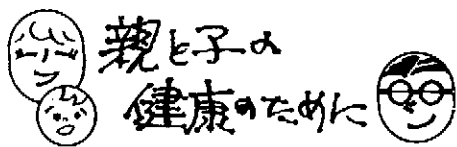
うっかりして保険料を忘れていては大変です。保険料納入をおこたると、将来、年金の受給資格がなくなる場合があります。そこで町では、自動支払いになる「口座振替」制度をおすすめします。手続きはかんたんです。納付書、預金通帳、印鑑をお持ちのうえ、もよりの金融機関(郵便局を除く)へ申し出てくださいます。次回から、あなたの預金口座から自動的に納められ、忘れがなくなります。

☆納めた保険料 7,519人 3億0,242万円
☆支給された年金 3,847人 8億7,638万円



(注) 人数は受給権者数

八億円もらいました
町民の方が一年間にどのくらい国民年金をもらっているのでしょうか? ちょっと調べてみましたら、次のようになりました。(いづれも昭和五十四年度分)
※年金給付額の三分の一は国が負担しています。



♣ 乳児検診

- ▷と き 3月5日(木)午後1時30分までにお集まりください。
- ▷と ころ 役場大会議室 (3階)
- ▷対 象 55年8月生まれの乳児

♥ 献 血

- ▷と き 3月15日(日)午前9時30分～正午、午後1時～午後3時。
- ▷と ころ 役場南口

♠ 小児マヒ・生ワクチン投与

- ▷と き 3月17日(火)…巻地区、五・二部落
3月18日(水)…上記以外の地区
午後1時30分から2時30分まで。
 - ▷と ころ 役場大会議室 (3階)
 - ▷対 象 52年3月19日から55年12月19日までに生まれた子。
- ※当日は母子手帳、問診票に記入捺印のうえおいでください。

◆ 1歳半児検診

- ▷と き 3月19日(木)午後1時30分までにお集まりください。
 - ▷と ころ 役場大会議室 (3階)
 - ▷対 象 54年9月生まれの幼児
- ※当日は歯科検診もあります。

♣ 3歳児検診

- ▷と き 3月24日(火)午後1時30分までにお集まりください。
 - ▷と ころ 役場大会議室 (3階)
 - ▷対 象 53年1月から3月生まれの幼児
- ※当日は歯科検診と尿検査もあります。

《 善 意 》

町立巻病院へ次の方から浄財のご寄付がありましたので、ここに掲載し厚くお礼申し上げます。

▷野村 実さん (3区) …… 100,000円

外 科	
1日	県立吉田病院 ☎ 吉田 ② 5111
8日	竹前医院 ☎ ③ 2809
15日	県立吉田病院 ☎ 吉田 ② 5111
21日	榑原医院 ☎ 分水 ⑦ 3128
22日	町立巻病院 ☎ ② 3111
29日	本間医院 ☎ 分水 ⑦ 2350

3月休日救急病院

内 科	
1日	高木医院 ☎ ② 2208
8日	金子医院 ☎ ② 8030
15日	大越医院 ☎ ② 2707
21日	荻部医院 ☎ 西川 2057
22日	西川医院 ☎ ② 2016
29日	長沼医院 ☎ ② 2210

昭和55年度

固定資産台帳の縦覧

3月2日～3月20日

役場 税務課

募集

町営駐車場の月ぎめ契約

町では、町営駐車場の月ぎめ契約を次のとおり募集します。

- ▷料 金 1カ月 5,000円
- ▷契約期間 56年4月1日から57年3月31日までの1年間。
- ▷申 込 み 3月14日(日)までに役場環境課へ申込んでください。

※駐車予定台数を超えた場合は抽選で決めさせていただきます。

原付バイク免許出張試験

地元巻町で原付バイク免許の試験が受けられます。

- ▶と き 3月23日(月)午前9時から
 - ▶と ころ 巻地区交通安全協会講堂 (巻警察署となり)
 - ▶受験に必要なもの ①住民票1通②写真1枚③受験手数料2,600円 (講習会参加手数料を含む)
- ※試験に先だって、講習会を3月21日(日)午前8時30分から午後4時まで巻地区交通安全協会で行います。
- ▶申込み 3月16日(月)までに巻地区交通安全協会、または下記の交通安全指導員に申込んでください。
- 大岩五三郎 (1区)、長谷川一夫 (10区)、渡辺英利 (10区)、山崎功 (仁箇)、柳沢輝夫 (松山)、山本代蔵 (角田浜)、山田忠広 (漆山)、永井豊 (馬堀)、頓所敏男 (並岡)、阿部栄一 (赤さび)

新潟県最低賃金の改正

◆機械・金属製品等製造業 及び自動車整備業

1日……3,228円
時間給……404円
(効力発生日 56年2月6日)

◆繊維産業

1日……2,814円
時間給……352円
(効力発生日 56年2月15日)

作 業 停 電

- ▶3月18日(木)午前9時から正午まで、1区、2区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、11区の1部。
- ▶3月25日(水)午前9時から正午まで、舟戸、峰岡、福井、松郷屋、角海、五ヶ浜の全部。

◆町立巻保育園・園児の追加募集……申込みは2月25日(水)から3月4日(水)までに役場社会課へ。